

JIPDEC IT-Report 2013 Winter

特集

個人情報保護をめぐる施策動向

**JIPDEC**

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

ITは今や私たちの生活に深く浸透するとともに、その普及により、新たな価値創造の実現と経済活動の活性化を促すことも、皆様すでにご承知のことと思います。

JIPDECは、協会設立当初より、わが国のIT業界の動向をさまざまな視点から取り上げ、「コンピュータ白書」、「情報化白書」にとりまとめ、ご紹介してきました。

「JIPDEC IT-Report」は、これまでの「情報化白書」の後継的な情報発信手段として、JIPDECが今取り組んでいるさまざまな事業に関連するタイムリーなトピックスをお伝えすることを目的に、2013年6月に創刊いたしました。今回、第2号となる「JIPDEC IT-Report 2013Winter」では、個人情報をめぐる施策動向をメインテーマとした内容でお届けします。

JIPDECが通商産業省の指導のもと、民間事業者を対象とした個人情報保護に関する調査研究に着手してから約30年が経ちました。民間部門を対象とした個人情報保護ガイドラインの公表や、今年15周年を迎えた『プライバシーマーク制度®』の運用など、長年にわたり、「個人情報保護」に携わってきました。

今年の個人情報保護に関するトピックスに、「OECDプライバシーガイドラインの30年ぶりの改正」が挙げられます。わが国を含め、OECD加盟国における個人情報保護制度は、世界的標準であるOECDプライバシーガイドラインの「8原則」を基に整備が行われていることから、ガイドラインの改正を受け、今後、新たな個人情報保護体制の整備が図れることと思われま。

国内のトピックスの一つとしては、政府がビッグデータ、特に「パーソナルデータ」の利活用を円滑に進めるための環境整備への取り組みに着手していることが挙げられます。

そこで、今号では、改正ガイドラインの紹介と、「パーソナルデータ」の利活用のための環境整備について、有識者の皆様に解説をお願いいたしました。

OECDプライバシーガイドラインの日本語訳(仮訳)、主要国の個人情報保護関連の年表も収録しています。

2014年春号では、2013年春号のデータの更新と新データの掲載も予定しています。ご期待ください。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

【特集】個人情報保護をめぐる施策動向

1. OECDプライバシーガイドライン2013年改正の背景とポイント

.....慶應義塾大学 総合政策学部教授 新保史生

<資料> プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告(2013)

.....堀部政男、新保史生、JIPDEC(野村至)仮訳

2. 日本の個人情報保護をめぐる施策動向

.....筑波大学 図書館情報メディア系准教授 石井夏生利

3. 国内外の個人情報保護関連の年表

<資料> ITに関わる動向(2013年1月~9月)

【特集】個人情報保護をめぐる施策動向

1980年9月23日にOECDで採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」（以下、「OECDプライバシーガイドライン」という）が、30年の時を経て、2013年7月11日に改正、2013年9月9日に公開されました。

そこで、一橋大学名誉教授 堀部政男氏、慶應義塾大学総合政策学部教授 新保史生氏のご協力のもと、改正ガイドラインの翻訳に着手し、JIPDECのWebサイトに日本語訳(仮訳)を公開しました。今号ではプライバシーガイドラインの改定のポイントを、翻訳された新保氏に解説していただきました。

そして、2013年6月にIT戦略「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定されました。

それを受けて、新産業・新サービス創出の鍵ともいえる「パーソナルデータ」の利活用に期待が高まっています。ここでは、各省庁が取り組んでいるパーソナルデータの利活用に関する施策の概要について、経済産業省の検討ワーキンググループに参画されている筑波大学図書館情報メディア系准教授 石井夏生利氏に解説していただきました。

1

OECDプライバシーガイドライン2013年改正の背景とポイント

慶應義塾大学 総合政策学部教授 新保史生

1-1 OECDプライバシーガイドラインとは

経済協力開発機構(OECD)「プライバシー保護と個人データの流通についてのガイドラインに関する理事会勧告(OECD Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data)」(通称: OECDプライバシーガイドライン)は、1980年9月23日にOECD理事会勧告として採択された。OECDプライバシーガイドラインは、OECD加盟国(現在34か国)の指針となるものである。

OECDプライバシーガイドラインは、①収集制限の原則(適法かつ公正な手段によって本人への通知又は同意に基づく収集を行うこと)、②データ内容の原則(データ内容の正確性、完全性、最新性を確保すること)、③目的明確化の原則(利用目的を明確にすること)、④利用制限の原則(利用目的以外の目的での利用は行わないこと)、⑤安全保護の原則(個人情報の安全管理を行うこと)、⑥公開の原則(個人データの収集事実、所在、利用目的や管理者等に関する情報を公開すること)、⑦個人参加の原則(本人が関与できる機会を提供すること)、⑧責任の原則(個人情報の管理にあたっての責任の所在を明確にすること)、の八つの原則が掲げられた。

これらの原則は「OECD8原則」と呼ばれ、個人情報保護制度を整備するにあたって事実上の世界標準として重要な役割を果たしてきた。

OECDプライバシーガイドラインは、この8原則を定めた上で、OECD加盟国に対して①ガイドラインにおいて示された原則を国内法において考慮すること、②プライバシー保護の名目で個人データの国際的流通を不当に阻害しないこと、③ガイドラインの履行について協力すること、が示されている。

1. OECD プライバシーガイドラインの発展とその影響
1.1 コンピュータ処理の進展、プライバシー及び各国の法制度との関係
1.2 OECD のアプローチ
1.3 ガイドラインが各国の法制度にもたらした影響
2. 現在の個人情報の処理傾向
2.1 技術的進歩に伴う問題
2.2 国際的なデータ流通
2.3 組織の活動の変化
2.4 個人の活動の変化
3. 個人情報の取扱環境の変化に伴うプライバシーリスク
3.1 セキュリティ
3.2 個人データの目的外利用
3.3 監視
3.4 信頼性
4. 既存のプライバシー保護の取組における検討課題
4.1 プライバシー保護の範囲
4.2 透明性の確保、利用目的及び同意の役割
4.3 国及び地域におけるアプローチの多様性
5. プライバシー保護のための新たな取組(プライバシーガバナンス)
5.1 データセキュリティのための立法
5.2 情報管理 / プライバシー・バイ・デザイン
5.3 説明責任の役割
5.4 プライバシー法の執行権限を有する機関による越境協力
5.5 民間団体等との協力

表1-1 ガイドライン改正に向けた検討事項

1-2 改正に向けた検討

OECDは、1980年に公表したガイドラインが30年を経過したため、ガイドラインの改正に向けた検討を実施した。検討の結果、2013年7月11日に理事会勧告として採択され、同年9月9日に公表された。

2013年改正の主な内容は、コンピュータが普及し始めたガイドライン制定当時から、インターネットが利用されるようになった現在に至るまでの個人情報の取扱状況の変化に対応した内容への対応である。

見直しに向けた検討は、プライバシーガイドラインの30周年記念を契機に2010年から実施された。(30周年を契機に、)見直しが必要な事項を検討するにあたって、「進化するプライバシーの背景:OECDプライバシーガイドラインの30年(Evolving Privacy Landscape: 30 years after the OECD Privacy Guidelines)」報告書が作成された。ガイドライン改正に向けた検討は、この報告書において主に表1-1に示す五つの観点から諸問題について記述がなされ、ガイドライン8原則の改正の有無も含めて検討が開始された。

1-3 改正案の策定

OECDプライバシーガイドラインは、OECDの委員会のうち、ICCP(情報通信政策委員会)の所管となっており、WPISP(情報セキュリティ・プライバシー作業部会)がガイドラインを含め情報セキュリティおよびプライバシーに関する事項の検討を行っている。上記報告書もWPISPにおいて検討され、とりまとめがなされたものである。

この報告書に基づいて具体的な検討が開始され、WPISPにおいては、表1-2について検討が実施され、改正案がとりまとめられた。

①収集、利用及び保管される個人データの量
②個人データに関して、個人及び集団の傾向、動向、興味、活動に関する分析範囲
③新しい技術及び責任を持って個人データを利用することで実現可能な社会的・経済的利益の価値
④プライバシーに対する脅威の程度
⑤プライバシー侵害又は保護に関し、両者のいずれかに関与する可能性がある関係者(アクター)の数及びその多様性
⑥個人がその取扱いを認識し処理することが想定される個人データを互いにやりとりする頻度とその複雑さ
⑦マルチポイントかつ継続的なデータ流通を可能にする通信ネットワーク及びプラットフォームに支えられた、個人データの国際的な利用可能性

表1-2 WPISPにおける検討事項

1-4 改正ガイドラインの位置づけ

OECDプライバシーガイドラインは、個人情報の取り扱いに関するガイドラインとして、プライバシー保護に必要な基本的事項を定めたガイドラインである。そのため、プライバシー・個人情報保護および情報セキュリティ関係のガイドラインの中核をなすガイドラインであることから、個別の問題に対応する関連ガイドラインが制定されている。つまり、一般法としてのプライバシーガイドラインと特別法としての個別ガイドラインから構成される。

よって、プライバシーガイドラインの改正にあたっては、個別ガイドラインにおいて定められた事項や懸案事項についても検討がなされている。関連ガイドラインは、表1-3のとおりである。

1-5 改正ガイドラインのポイント

改正OECDガイドラインについて、主要なポイントを述べたい。

ガイドラインの構成については、1980年版は5部22項目から構成されていたが、2013年改正版では6部23項目に変更となっている。ガイドラインの項目数は数字上1項目のみの増加となっているものの、1980年版の中の入替を含め、新しく8項目が入っている。(後述1-7参照)また、5部から6部構成となり、第3部に新たに「責任の履行」が設けられた。

ガイドラインの対象範囲に変更はなく、公的部門および民間部門の双方に適用される。ただし、民間部門については、ガイドラインの遵守に直接関係がある民間企業や団体にとどまらず、すべてのステークホルダーも対象になることが明示されている。

OECD加盟国に対する要求事項については変更がなされている。1980年版は、プライバシー保護への対応の最初の取り組みとしてのガイドラインであったため、そもそもプライバシー保護に関する法律が整備されていないOECD加盟国も多い状況であった。そのため、ガイドラインには、①ガイドラインにおいて示された原則を国内法において考慮すること、②プライバシー保護の名目で個人データの国際的流通を不当に阻害しないこと、③ガイドラインの履行について協力すること、④ガイドライン適用のための特別な手続及び協力に速やかに同意すること、の四つの「要求事項」が定められているにすぎない。

その後、当初のガイドラインが制定されてから30年が経過し、その間、すべてのOECD加盟国において法整備が完了したことから、2013年版の改正ガイドラインにおいては、「要求事項」に加え、「勧奨事項」および「指示事項」が追加されている。

「要求事項」は4項目から次の3項目に変更がなされてい

る。①プライバシーの保護と情報の自由な流通に対し、政府内の最高レベルでリーダーシップを示し実行すること、②本勧告の附属書に示され全体を構成するガイドラインを、すべての関係者(ステークホルダー)が関与するプロセスを通して履行すること、③公的部門および民間分野の双方に勧告を広く浸透させること。

「勧奨事項」は、非加盟国および国境を越えて本勧告を履行する際に加盟国と協力すること、が新たに定められた。

「指示事項」は、本勧告の履行状況の理事会への報告、が定められた。

1-6 8原則について

加盟国がガイドラインを国内において適用する際の基本原則である「八つの原則」については、変更はなされていない。

改正に向けた議論の過程では、人権としてプライバシーを保障すべきであるという議論もなされたが、個人の権利利益保護のために必要な原則の維持を主張する国との見解の相違が大きく、結果的に各国の主張の調和点を見出すことができなかったため、1980年版ガイドラインの8原則を変更するには至らなかった。

1-7 新たに追加された項目

新たに追加された項目は、①プライバシーを保護する法律の制定、②プライバシー執行機関の設置、③表現の自由との関係、④プライバシーマネジメントプログラム、⑤セキュリティ侵害通知、⑥国家的なプライバシー保護方針、⑦教育・普及啓発、プライバシー保護技術の向上、⑧国際的な相互運用・評価指標の開発、の8項目である。

日本では、プライバシーマークやISMSをはじめとして、マネジメントシステムを構築し、個人情報保護や情報セキュリティ対策を実施してきた実績がある。とりわけ、プライバシーマークの認定事業者は1万社を超えており、世界的にみてもマネジメントシステムを構築し運用している事業者数が多い。

OECDガイドラインに、プライバシーマネジメントプログラムが明記され、その目的は、8原則のうちの八番目の責任の原則を達成する上で必要な取り組みとして示されたものであることからすると、すでにマネジメントシステムに基づいて実施している民間事業者のみならず、官民を問わずすべての関係者における取り組みが求められている。

プライバシー・個人情報保護関係
● プライバシー保護と個人データの流通についてのガイドラインに関する理事会勧告 (OECD プライバシーガイドライン) (1980年) (2013年7月11日に改正ガイドラインが理事会勧告として採択)
● グローバル・ネットワークにおけるプライバシー保護宣言 (1998年)
● プライバシー・オンライン：政策及び実務的ガイダンス (2003年)
● プライバシー保護法執行における越境協力に関する理事会勧告 (2007年)
● GPEN (Global Privacy Enforcement Network) 2010年3月設置
アメリカ、アイルランド、イギリス、イスラエル、イタリア、ウクライナ、エストニア、オーストラリア、欧州連合、オランダ、ガーンジー、カナダ、韓国、スイス、スペイン、スロベニア、チェコ共和国、中華人民共和国マカオ特別行政区、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、メキシコ、リトアニア (2013年10月時点で26か国およびEUが参加)
情報セキュリティ関係
● 情報システム及びネットワークのセキュリティに係るガイドラインに関する理事会勧告 (2002年)
● 重要な情報インフラの保護に関する理事会勧告(2008年)
電子署名
● 電子商取引における認証に関する宣言 (1998年)
● 電子署名に関する理事会勧告 (2007年)
● 電子署名に関する OECD ガイダンス (2007年)
暗号政策
● 暗号政策に係るガイドラインに関する理事会勧告 (1997年)
RFID (Radio Frequency Identification)
● RFID に関する OECD の政策ガイダンス (2008年)
迷惑メール
● スпам (迷惑メール) 対策法執行における越境協力に関する理事会勧告 (2006年)
青少年保護
● オンラインにおける子供の保護に関する理事会勧告 (2012年) 【日本主導により勧告採択】

表1-3 OECDにおけるプライバシー・個人情報保護関連の取り組み

〈資料〉

プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告(2013)

堀部政男、新保史生、JIPDEC(野村至) 仮訳

"Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data"日本語版の質およびオリジナル版との整合性については日本語版の著者であるJIPDECが責任を有する。ガイドラインのオリジナル版と日本語版で翻訳等に不一致が認められる場合、オリジナル版のテキストが優先される。本翻訳は仮訳であって、正確には原文を参照されたい。

The quality of the Japanese version of the work which is "Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data" and its coherence with the original language text of the work are the sole responsibility of JIPDEC as the author of the Japanese version of the work. In the event of any discrepancy between the original work and the Japanese version of the work, the text of the original work shall prevail.

OECDによるオリジナル版(英語版とフランス語版)は以下のタイトルで発行されている:

Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data

Recommandation du Conseil concernant les Lignes directrices régissant la protection de la vie privée et les flux transfrontières de données de caractère personnel

© 2013 JIPDEC for this Japanese edition

Originally published by the OECD in English and in French under the titles:

Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data

Recommandation du Conseil concernant les Lignes directrices régissant la protection de la vie privée et les flux transfrontières de données de caractère personnel

© 2013 JIPDEC for this Japanese edition

勧告附属文書

Annex

プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン

Guidelines governing the protection of privacy and transborder flows of personal data

第1部 総論

PART ONE. GENERAL

定義

Definitions

1. 本ガイドラインにおいて、
1. For the purposes of these Guidelines:
 - a) 「データ管理者」とは、国内法によって個人データの内容及び利用に関して決定権限を有する者を意味し、当該管理者又はその代理人が、当該データを収集、保有、処理若しくは提供するか否かは問わない。

- a) “Data controller” means a party who, according to national law, is competent to decide about the contents and use of personal data regardless of whether or not such data are collected, stored, processed or disseminated by that party or by an agent on its behalf.
- b) 「個人データ」とは、識別された又は識別されうる個人(データ主体)に関するすべての情報を意味する。
- b) “Personal data” means any information relating to an identified or identifiable individual (data subject).
- c) 「プライバシーを保護する法」とは、国内の法律または規則を意味し、当該法令の施行により、本ガイドラインと一貫性を有する個人データ保護の効果を有する。
- c) “Laws protecting privacy” means national laws or regulations, the enforcement of which has the effect of protecting personal data consistent with these Guidelines.
- d) 「プライバシー執行機関」とは、プライバシーを保護する法の執行に係る責任を有し、調査の実施又は執行手続きを遂行する権限を有する各加盟国が設置する公的機関を意味する。
- d) “Privacy enforcement authority” means any public body, as determined by each Member country, that is responsible for enforcing laws protecting privacy, and that has powers to conduct investigations or pursue enforcement proceedings.
- e) 「個人データの国際流通」とは国境を越えて、個人データが移転することを意味する。
- e) “Transborder flows of personal data” means movements of personal data across national borders.

ガイドラインの適用範囲

Scope of Guidelines

- 2. 本ガイドラインは、個人データの処理の態様又は利用の性質若しくは情況に鑑み、プライバシー及び個人の自由への脅威を防ぐため、公的分野又は民間分野における個人データの取扱いに適用する。
- 2. These Guidelines apply to personal data, whether in the public or private sectors, which, because of the manner in which they are processed, or because of their nature or the context in which they are used, pose a risk to privacy and individual liberties.
- 3. 本ガイドラインの原則は相互に補完的な関係にあり、すべての原則を総括的に解釈しなければならない。本ガイドラインは、次のことを妨げるものと解釈してはならない。
- 3. The principles in these Guidelines are complementary and should be read as a whole. They should not be interpreted:
 - a) 個人データの性質及びその収集、保有、処理及び提供の情況から、個人データの種類の違いに応じて、異なる保護措置を適用すること、又は、
 - a) as preventing the application of different protective measures to different categories of personal data, depending upon their nature and the context in which they are collected, stored, processed or disseminated; or
 - b) 表現の自由を不当に制限するもの。
 - b) in a manner which unduly limits the freedom of expression.
- 4. 本ガイドラインの適用が除外される例外は、国家の主権、国家の安全保障及び公序良俗に関係するものも含め
- 4. Exceptions to these Guidelines, including those relating to national sovereignty, national security and public policy (“ordre public”), should be:
 - a) できる限り少なくすること、及び、
 - a) as few as possible, and
 - b) 国民に知らしめること。
 - b) made known to the public.
- 5. 連邦国家のように特別の場合には、ガイドラインの遵守は、連邦制における権力の分立によって影響を受けることがある。
- 5. In the particular case of federal countries the observance of these Guidelines may be affected by the division of powers in the federation.
- 6. 本ガイドラインは最低限の規範を定めたものであって、プライバシー及び個人の自由を保護するための追加的措置を補完するために用いることができ、個人データの越境流通にも影響を与えるものである。
- 6. These Guidelines should be regarded as minimum standards which can be supplemented by additional measures for the protection of privacy and individual liberties, which may impact transborder flows of personal data.

第2部 国内適用における基本原則

PART TWO. BASIC PRINCIPLES OF NATIONAL APPLICATION

収集制限の原則

Collection Limitation Principle

7. 個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で収集すべきである。
7. There should be limits to the collection of personal data and any such data should be obtained by lawful and fair means and, where appropriate, with the knowledge or consent of the data subject.

データ内容の原則

Data Quality Principle

8. 個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきである。
8. Personal data should be relevant to the purposes for which they are to be used, and, to the extent necessary for those purposes, should be accurate, complete and kept up-to-date.

目的明確化の原則

Purpose Specification Principle

9. 個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目的での利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあたっては毎回その利用目的を特定すべきである。
9. The purposes for which personal data are collected should be specified not later than at the time of data collection and the subsequent use limited to the fulfilment of those purposes or such others as are not incompatible with those purposes and as are specified on each occasion of change of purpose.

利用制限の原則

Use Limitation Principle

10. 個人データは、第9項により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用してはならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。
10. Personal data should not be disclosed, made available or otherwise used for purposes other than those specified in accordance with Paragraph 9 except:
 - a) データ主体の同意がある場合、又は、
 - a) with the consent of the data subject; or
 - b) 法令に基づく場合。
 - b) by the authority of law.

安全保護措置の原則

Security Safeguards Principle

11. 個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、き損、不正利用、改ざん又は漏えい等の脅威に対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきである。
11. Personal data should be protected by reasonable security safeguards against such risks as loss or unauthorised access, destruction, use, modification or disclosure of data.

公開の原則**Openness Principle**

12. 個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づかなければならない。その方法は、個人データの存在及び性質に応じて、その主要な利用目的とともにデータ管理者の識別及び通常の所在地を認識できる方法によって示すべきである。
12. There should be a general policy of openness about developments, practices and policies with respect to personal data. Means should be readily available of establishing the existence and nature of personal data, and the main purposes of their use, as well as the identity and usual residence of the data controller.

個人参加の原則**Individual Participation Principle**

13. 個人は次の権利を有する。
13. Individuals should have the right:
- a) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
 - a) to obtain from a data controller, or otherwise, confirmation of whether or not the data controller has data relating to them;
 - b) 自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを
 - b) to have communicated to them, data relating to them
 - i. 合理的な期間内に、
 - i. within a reasonable time;
 - ii. 必要がある場合は、過度にならない費用で、
 - ii. at a charge, if any, that is not excessive;
 - iii. 合理的な方法で、かつ、
 - iii. in a reasonable manner; and
 - iv. 本人が認識しやすい方法で、
 - iv. in a form that is readily intelligible to them;
 - 自己に知らしめられること。
 - c) 上記(a)及び(b)の要求が拒否された場合には、その理由が説明されること及びそのような拒否に対して異議を申立てることができること。
 - c) to be given reasons if a request made under subparagraphs (a) and (b) is denied, and to be able to challenge such denial; and
 - d) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、訂正、完全化、改めさせること。
 - d) to challenge data relating to them and, if the challenge is successful to have the data erased, rectified, completed or amended.

責任の原則**Accountability Principle**

14. データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有する。
14. A data controller should be accountable for complying with measures which give effect to the principles stated above.

第3部 責任の履行**PART THREE. IMPLEMENTING ACCOUNTABILITY**

15. データ管理者は以下のことに責任を有する。
15. A data controller should:

- a) 以下のプライバシーマネジメントプログラムを構築すること。
- a) Have in place a privacy management programme that:
 - i. 管理下にあるすべての個人データに対するガイドラインを実施し、
 - i. gives effect to these Guidelines for all personal data under its control;
 - ii. 取扱いの体制、規模、量、センシティブリティに応じて、
 - ii. is tailored to the structure, scale, volume and sensitivity of its operations;
 - iii. プライバシー・リスク評価に基づく適切な保護措置を実施し、
 - iii. provides for appropriate safeguards based on privacy risk assessment;
 - iv. ガバナンス体制への組み入れと内部監査メカニズムを確立し、
 - iv. is integrated into its governance structure and establishes internal oversight mechanisms;
 - v. 問合せ及びインシデントへの対応計画を含め、
 - v. includes plans for responding to inquiries and incidents;
 - vi. 継続的なモニタリングと定期的評価を考慮した見直しを実施すること。
 - vi. is updated in light of ongoing monitoring and periodic assessment;
- b) 当該プライバシーマネジメントプログラムが適切に実施されていることを証明する準備を行い、特に、権限を有するプライバシー執行機関又は行動規範若しくは本ガイドラインに拘束力を与えるのと同等の取り決めの遵守を促進させる上で責任を有するその他の組織からの求めに応じて対応すること。
- b) Be prepared to demonstrate its privacy management programme as appropriate, in particular at the request of a competent privacy enforcement authority or another entity responsible for promoting adherence to a code of conduct or similar arrangement giving binding effect to these Guidelines; and
- c) 個人データに影響を及ぼす重大なセキュリティ侵害があった場合、必要に応じてプライバシー執行機関又は他の関連機関に通知すること。当該セキュリティ侵害がデータ主体に不利益を及ぼすと思料される場合は、データ管理者は不利益を被るデータ主体に通知しなければならない。
- c) Provide notice, as appropriate, to privacy enforcement authorities or other relevant authorities where there has been a significant security breach affecting personal data. Where the breach is likely to adversely affect data subjects, a data controller should notify affected data subjects.

第4部 国際的適用における基本原則－自由な流通と合法的制度

PART FOUR. BASIC PRINCIPLES OF INTERNATIONAL APPLICATION: FREE FLOW AND LEGITIMATE RESTRICTIONS

- 16. データ管理者は、管理下にある個人データに対して、当該データの所在に関係なく責任を有し続ける。
- 16. A data controller remains accountable for personal data under its control without regard to the location of the data.
- 17. 加盟国は、自国と他の国との間における個人データの国際流通について、ガイドラインに一致する継続的な保護のレベルを保つために、(a) 他の国がガイドラインを実質的に遵守している場合、又は (b) 効果的な執行メカニズム及びデータ管理者により導入される適切な措置を含め、十分な保護措置がある場合、この流通を制限することを控えるべきである。
- 17. A Member country should refrain from restricting transborder flows of personal data between itself and another country where (a) the other country substantially observes these Guidelines or (b) sufficient safeguards exist, including effective enforcement mechanisms and appropriate measures put in place by the data controller, to ensure a continuing level of protection consistent with these Guidelines.
- 18. 個人データの国際流通に対するいかなる制限も、顕在するリスクに比例した制限でなければならず、データのセンシティブリティ並びに処理の目的及び状況を考慮すべきである。
- 18. Any restrictions to transborder flows of personal data should be proportionate to the risks presented, taking into account the sensitivity of the data, and the purpose and context of the processing.

第5部 国内実施

PART FIVE. NATIONAL IMPLEMENTATION

- 19. ガイドラインを履行するにあたり、加盟国は以下の事項を実施すべきである。
- 19. In implementing these Guidelines, Member countries should:

- a) 政府機関全体で調整を行った提案を反映した国内のプライバシー保護方針を発展させ、
- a) develop national privacy strategies that reflect a co-ordinated approach across governmental bodies;
- b) プライバシーを保護する法を整備し、
- b) adopt laws protecting privacy;
- c) プライバシー執行機関を設立して維持し、当該機関の権限を効果的に行使し、客観的かつ公正で一貫した基準に基づく決定を行うために必要な管理組織、リソース、技術的専門知識を備え、
- c) establish and maintain privacy enforcement authorities with the governance, resources and technical expertise necessary to exercise their powers effectively and to make decisions on an objective, impartial and consistent basis;
- d) 行動規範又はその他の形式による自主規制を奨励し及び支援し、
- d) encourage and support self-regulation, whether in the form of codes of conduct or otherwise;
- e) 個人の権利を行使するための合理的な手段を提供し、
- e) provide for reasonable means for individuals to exercise their rights;
- f) プライバシーを保護する法が遵守されないとき、適切な制裁及び救済手段を提供し、
- f) provide for adequate sanctions and remedies in case of failures to comply with laws protecting privacy;
- g) 教育及び普及啓発、能力開発並びにプライバシー保護に資する技術的措置の向上を含め、補完となる基準の採択を検討し、
- g) consider the adoption of complementary measures, including education and awareness raising, skills development, and the promotion of technical measures which help to protect privacy;
- h) データ管理者以外の者が果たすべき役割を、各個人の役割に応じて検討し、
- h) consider the role of actors other than data controllers, in a manner appropriate to their individual role; and
- i) データ主体が不公正な差別を受けないようにすること。
- i) ensure that there is no unfair discrimination against data subjects.

第6部 国際協力と相互運用性

PART SIX. INTERNATIONAL CO-OPERATION AND INTEROPERABILITY

- 20. 加盟国は、プライバシー法の国境を越えた執行協力を容易にするために、特に、プライバシー執行機関の間で情報共有を強化することにより、適切な措置を講ずるべきである。
- 20. Member countries should take appropriate measures to facilitate crossborder privacy law enforcement co-operation, in particular by enhancing information sharing among privacy enforcement authorities.
- 21. 加盟国は、本ガイドラインに実質的に影響を及ぼすプライバシーフレームワーク間の相互運用性を促進させる国際協定醸成を推進し、支援すべきである。
- 21. Member countries should encourage and support the development of international arrangements that promote interoperability among privacy frameworks that give practical effect to these Guidelines.
- 22. 加盟国は、プライバシー及び個人データの国際流通に関する政策決定プロセスに知見を提供するために、国際的に比較できる評価指標の開発を推進すべきである。
- 22. Member countries should encourage the development of internationally comparable metrics to inform the policy making process related to privacy and transborder flows of personal data.
- 23. 加盟国は、本ガイドラインの遵守状況の詳細を公表すべきである。
- 23. Member countries should make public the details of their observance of these Guidelines.

※OECDプライバシーガイドライン(仮訳)は、JIPDECがOECDの許諾を得て、一橋大学名誉教授 堀部政男氏と慶應義塾大学 総合政策学部教授 新保史生氏のご協力のもと、日本語訳(仮訳)したものです。ガイドライン(仮訳)は以下のサイトでも公開しています。

<http://www.jipdec.or.jp/publications/oecd/index.html>

2-1 個人情報保護をめぐる施策の動向

現在、「パーソナルデータ」の保護と利用に関する検討が進められている。

経済産業省IT融合フォーラム パーソナルデータワーキンググループは、2013年5月10日、「パーソナルデータ利活用の基盤となる消費者と事業者の信頼関係の構築に向けて」と題する報告書を取りまとめた。この報告書は、多種多様なデータが生成されグローバルに流通する新しい社会が到来しようとするなか、新ビジネス創出等に向けたデータの利活用について、消費者と事業者の認識のずれを解消すべく、両者の新たな信頼関係構築についての手法を提案するものである。

具体的には、「個人情報保護法に規定する「個人情報」に限らず、位置情報や購買履歴など広く個人に関する個人識別性のない情報も含むデータ」を「パーソナルデータ」と定義し、①事業者が留意すべき「記述事項」と「表現振り」を示した「分かりやすい表示」、②消費者に対して事業者の信頼性に関する情報を提供し、事業者に対してパーソナルデータの取扱い等に関する情報を提供する「情報提供機関の活用」、③消費者が自ら判断した情報の開示度合いに応じてサービスを提供する仕組みとしての「消費者による開示情報の選択」という三つに焦点を当て、そのあり方が検討された。

①の「分かりやすい表示」に関しては、ラベルやアイコンによる一覧表示等の具体例が説明されており、②の「情報提供機関」は、求められる機能により「審査・認証機関」と「助言機関」に分類され、その考え方が整理された。③に関しては、パーソナルデータの管理基盤を提供するアイデンティティ・プロバイダ(IdP)の可能性が言及された。

今後は、「分かりやすい表示」に関する標準化、サービスの拡大に関する同意プロセスのあり方、情報提供機関自身の社会的正統性等の確保・付与、専門性と中立性の両立に必要な方策、機微性の高い情報を所有することとなるIdPの社会的正統性を担保するような仕組みの検討を引き続き行うこととなっている。その他、信頼関係構築手法を普及・定着させるための最適な方法等が今後の論点として示された。

総務省は、2013年6月12日、「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書～パーソナルデータの適正な利用・流通の促進に向けた方策～」を発表した。この研究会は、ICT(情報通信技術)の普及によるビッグデータの流通、スマートデバイスの急速な普及、クラウドサービスなど国境を越えた情報の流通がきわめて容易となっており、ヨーロッパやアメリカでも活発な議論が行われていることを背景に、プライバシー保護等に配慮した「パーソナルデータ(個

人に関する情報)」のネットワーク上での利用・流通の促進に向けた方策を検討したものである。この報告書はさまざまな点を検討しているが、さしあたり注目すべき二つの事項を挙げておく。

第1は、プライバシーの保護を踏まえた「実質的個人識別性」という概念を用いて、「一般パーソナルデータ」、「慎重な取扱いが求められるパーソナルデータ」、「センシティブデータ」に分け、取得の際の経緯(コンテクスト)に応じた同意方法を整理したこと、その一方で、パーソナルデータに関する匿名化基準を示したことである。匿名化基準は、米国FTC(連邦取引委員会)が2012年3月26日に公表した“Protecting Consumer Privacy in an Era of Rapid Change”(以下「プライバシー・レポート」という)で示した考え方を踏まえ、次のような条件をすべて満たす場合は、パーソナルデータには当たらないとして、本人の同意を得ずして利活用できると整理されている。

- ・適切な匿名化措置を施していること。
- ・匿名化したデータを再識別化しないことを約束・公表すること。
- ・匿名化したデータを第三者に提供する場合は、提供先が再識別化をすることを契約で禁止すること。

第2は、パーソナルデータの適正な利活用の促進のための体制の整備、および、国際的な調和の取れた制度の構築の必要性を踏まえて、日本におけるプライバシー・コミッショナー制度(パーソナルデータの保護のための独立した第三者機関)の検討の必要性を示したことである。

2013年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」では、こうした各検討を踏まえ、「速やかにIT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置し、個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用のルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続の標準化等の取組を年内できるだけ早期に着手するほか、新たな検討組織が、第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針(ロードマップを含む)を年内に策定する」旨の方針を明らかにした。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)は、同年9月2日より、「パーソナルデータに関する検討会」を開催し、匿名化の基準や独立した第三者機関の設置に向けた検討を行っている。同年11月22日には、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針(事務局案)」が公表され、個人情報保護法制度の見直しに向けた提案がなされた。

2-2 今後の動向と

個人情報保護に関する課題

昨年来の個人情報保護に関する全体的な政策動向を概観すると、保護すべき情報の範囲を拡大・実質化するとともに、独立の第三者機関を設置する方向性を看取することができる。

保護すべき範囲の実質化は、米国FTCの前述「プライバシー・レポート」の考え方に基づいている。このレポートは、法執行の基準ではなく、あくまで政策の枠組提案を行うものではあるが、保護範囲に関する重要な考え方を示している。同レポートは、匿名情報から個人の再識別化が可能であるとの立場に立脚し、「特定の消費者、コンピュータ又は他の装置と合理的に関連づけられる消費者データ」を収集または利用する営利事業者を枠組の適用対象としつつ、次に掲げる三つの重要なデータ保護措置を講じた場合には、特定の消費者またはデバイスに合理的には結びつかないという解釈基準を示した。

第1に、企業は、当該データを確実に匿名化するための合理的な措置を講じなければならない。企業は、特定の消費者、コンピュータまたは他のデバイスに関する情報を推測し、または、特定の消費者、コンピュータまたは他のデバイスと結びつけるために、データを合理的に用いることは不可能である旨を正当に信頼するに足りる合理的なレベルを達成していなければならない。

第2に、企業は、匿名化された態様でのデータの保持および利用を公に約束しなければならず、データの再識別化を行おうとしてはならない。企業は当該データの再識別化を行うための措置を講じた場合、FTC法第5条に基づく提訴対象の行為となる。

第3に、企業は、当該匿名化データを他の企業—サービスプロバイダであろうと第三者であろうと—の利用に供する場合、当該事業者がデータを再識別化しないよう契約上禁ずべきである。データを移転しその他利用に供する企業は、これらの契約上の規定遵守を監視するための合理的な監督を行い、契約違反に対処するための合理的な措置を講じるべきである。

次に、独立の第三者機関は、ヨーロッパを中心に設けられているプライバシー・コミッショナー制度を参考に、日本版の仕組みを設けようとするものである。これは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「共通番号法」という）（平成25年5月31日法律第27号）とも関係する。同法に基づき、2014年、特定個人情報保護委員会が設置されることとなっており、同委員会は、共通番号法の施行後1年を目途として、所掌事務の拡大を検討することを予定している（第6章附則6条2項）。所掌事務の拡大を行う際には、「特定」を外すことが

想定される。これは、日本版プライバシー・コミッショナーの設置に向けた政策動向と合致する。

しかし、見直すべき点は、保護範囲の実質化と独立の第三者機関設置のみではない。

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に関しては、2005年4月1日の全面施行直後に、対象事業者が同法の抵触をおそれて過度に萎縮するという「過剰反応」と呼ばれる事態が生ずるなど、種々の混乱が生じた。診療記録の開示をめぐることは、同法第25条の「開示の求め」に基づく訴訟が提起され、具体的請求権を否定する判決が下された（東京地判平成19年6月27日判時1978号27頁）。また、国外に拠点を置く大手インターネット検索事業者等に対する法執行の問題を指摘する声もあった。

このように、個人情報保護法制度には、保護範囲や第三者機関のみならず、利用のあり方、提供のあり方、開示請求権の是非（行政取締法規による規律と民事法による規律の考え方）、国外に拠点を置く事業者に対する法執行の可否、その他、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律や地方公共団体による個人情報保護条例の見直し等、多くの課題が存在する。上記「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（事務局案）」では、これらの論点にも一部言及している。

保護範囲の見直しと独立した第三者機関の設置は、個人情報保護法制度の諸課題に取り組む上で、欠かすことのできない論点であり、上記政策動向は、まずはこの2点に取り組むものであると理解することができる。

2-3 想定される影響と心構え

個人情報保護法制度の見直しの方向性は、現時点では不確定であるため、想定される範囲での影響を述べておく。

まず、保護範囲の実質化は、事業者に対して個人情報保護策の見直しを促すという影響を与える。個人情報保護法は、「この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう」（第2条1項）と定めている。しかし、特定個人の識別可能性は、状況によって常に変化するため、ある情報を見て、識別可能性の有無を単純に評価することは事実上不可能である。逆に、ビッグデータの時代では、特定個人とは無関係に思えるデータや、匿名化したデータであっても、集積・分析すれば特定個人の識別可能性を高めることも不可能ではない。FTCによる保護範囲の柔軟化と三つの匿名化要件は、そうした状況を踏まえたものといえる。

しかし、日本のような、プライバシーの観点を入れた保護

範囲の実質化を行うと、個人識別可能性を適用条件とする場合以上に、個人情報取扱事業者を混乱させるおそれがある。したがって、法律を改正して保護範囲の実質化を行うのであれば、独立の第三者機関を設置し、パーソナルデータの利活用のルールの明確化を図ることで、事業者に予見可能性を持たせることが必須となる。

ところで、独立の第三者機関を設置する際には、現行の主務大臣制を残すか否かも問題となる。現実問題として、第三者機関に分野横断的な法執行を細部にわたるまで実施させることは、リソース等の観点から容易とはいえない。この点は、今後慎重に検討する必要があるが、これまでの主務大臣による監督権限行使が必ずしも積極的ではなかった点からすると、少なくとも、新たに設けられる第三者機関に第一次的な法執行権限を付与することが求められる。

また、日本では、独立の第三者機関が存在しないことが、長年の課題となってきた。2014年に特定個人情報保護委員会が設置され、その後、個人情報保護全般を監督する日本版プライバシー・コミッショナーが誕生するであろうことは、国内的にも国際的にも大きな意義を有する。

ただし、個人情報の取り扱いを監督する第三者機関は、日本初の試みであるため、最初から期待通りの機能を果たせるとは限らない。むしろ、問題事例等が生じた時に、第三者機関が批判の矢面に立たされることも予想される。しかし、ヨーロッパをはじめとする諸外国では、長い年月をかけて、プライバシー・コミッショナー制度を発展させてきたという歴史的経緯にも目を向けなければならない。事業者は、第三者機関の制度が定着するまでに生じうる問題に戸惑うことも考えられるが、これまで実施してきた保護策のレベルを下げることなく、長期的視野に立って、日本版プライバシー・コミッショナー制度を見ることが肝要である。

3 国内外の個人情報保護関連の年表

国内	年	海外
徳島県徳島市「電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」施行。コンピュータ処理された個人情報の適正な管理が目的（6/28）	1973	
	1974	アメリカ 「プライバシー法」制定
「電子計算機処理データ保護管理準則」策定	1976	
	1977	ドイツ 「データ処理における個人データの濫用防止に関する法律（データ保護法）」制定（1月）
	1978	フランス 「データ処理・データファイル及び個人の自由に関する法律」制定
		カナダ 「カナダ人権法」制定
	1979	コミッショナー 「プライバシー・コミッショナー会議」開始
	1980	欧州評議会 閣僚委員会が「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約（条約第108号）」を採択（9/17）
		OECD 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」採択（9/23）
	1981	欧州評議会 「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約（条約第108号）」発布（1/28）
	1982	カナダ 「プライバシー法」制定
	1983	ドイツ ドイツの憲法にデータに関連したプライバシーの権利が含まれていないが、連邦憲法裁判所が個人の「情報を自己決定する権利」を公式に認める
福岡県春日市にて「個人情報保護条例」可決（7/4）10/1に施行	1984	アメリカ 「ケーブル通信政策法」制定
		イギリス 「データ保護法」制定
	1985	欧州評議会 「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約（条約第108号）」発効（10/1）
JIPDEC、民間事業者を対象とした「個人情報保護に関する調査研究」に着手	1986	アメリカ 「電子通信プライバシー法」制定
「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案」閣議決定	1988	アメリカ 「コンピュータ・マッチング及びプライバシー保護法」制定
JIPDEC「民間部門における個人情報保護のためのガイドライン」策定（5月）		「ビデオプライバシー保護法」制定
「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」公布（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」で全部改正）。1989/10/1に第三章と23条以外の規定が施行。1990/10/1に全面施行（12/16）		
	1994	韓国 「公共機関における個人情報保護に関する法律」制定
		フランス フランス憲法では、明示的にはプライバシーの権利は保護されていないが、憲法裁判院がプライバシーの権利は憲法に内在的に含まれていると裁定
	1995	香港 「個人データ（プライバシー）法」制定
		台湾 「1995年コンピュータ処理に係る個人情報の保護に関する法律」制定
		EU 「個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州会議及び理事会の指令」公示（加盟国に3年以内の個人情報保護法制の整備を求める）（10/24）
	1996	アメリカ 「電気通信法」制定
「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」公表（通商産業省）（3/4）	1997	
JIPDEC「プライバシーマーク制度」開始（1997年の「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」に基づく）（4/1）	1998	アメリカ 「児童オンラインプライバシー保護法」成立（10/21）
		EU 「EUデータ保護指令」施行（10/24）
		スウェーデンで、米アメリカン航空に対してスウェーデン国内で収集した搭乗者の個人情報を米国内の予約センターに転移することを禁じる（11月）
		イギリス 「人権法」採択（11月）
「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」制定（3/20）	1999	
	2000	カナダ 「個人情報保護及び電子文書法」制定
		EU 米国間における「セーフハーバー協定」締結（7月）
「個人情報保護法」公布・一部施行（5/30）	2003	
	2004	APEC 「APEC プライバシー・フレームワーク」採択（10/29）
「個人情報保護法」全面施行（4/1）	2005	
「JIS Q 15001：2006」に改正	2006	
	2007	APEC 「越境プライバシールール」策定 「パスファインダープロジェクト」の試験的な取り組み開始
	2012	EU 「EUデータ保護規則案」提出
		アメリカ 「消費者プライバシー権利章典」が掲載された行政白書にオバマ大統領が署名（2/23）
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法成立（5/31）	2013	

〈資料〉 ITに関わる動向(2013年1月~9月)

2011.7~2012.12の動向はIT-Report2013Springに掲載

国内	海外
1月	
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省、サイバー攻撃を受け機密文書20数点を含む延べ3000点以上が海外に流出した疑い ・総務省と国立国会図書館、共同で東日本大震災を記録した10万点以上のデータを一元管理するシステム「東日本大震災アーカイブ」を作成 ・最高裁、市販薬のインターネット販売について「厚生労働省令は無効」と判断、ネット販売解禁へ ・「LINE」、世界で1億人突破目前、スマートフォンと歩調合わせ急成長 ・情報通信研究機構(NICT)、ホワイトスペースの地域無線規格に準拠した「基地局装置」および「加入者局装置」の開発と実証実験に成功したと発表 ・情報衛星打ち上げ成功、政府は偵察体制確立 ・経済産業省、「平成24年経済センサス - 活動調査」の結果を公表 ・ソニー、MDプレーヤ事業から撤退、3月で出荷終了 	<ul style="list-style-type: none"> ・Google、商慣習がモバイル市場とオンライン検索広告市場の競争を阻害している疑いがあるとして、反トラスト法違反で調査していた米連邦取引委員会(FTC)と和解 ・IDC、2012年のパソコンの世界出荷台数が前年比3.2%減の3億5242万1000台となり11年ぶりに前年割れと発表 ・Facebook、インターネット検索サービスに本格的参入を発表、「グラフ・サーチ」と呼ぶサービスの試験版を公開し、パソコンに加えスマートフォンなどでも使えるようにする方針
2月	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁、国立国会図書館の蔵書を電子書籍化・無料配信する実証実験を実施 ・政府、官民連携による「情報セキュリティ啓発活動」を実施 ・経済産業省、電力・ガス・ビル分野の演習用模擬システムを用いた、国内初のサイバーセキュリティ演習を実施 ・NTT、複数の病院の診療データを暗号化したまま解析できる技術「秘密計算法」を完成 ・グーグル、延期していた「Nexus 10」の国内販売を開始 ・2012年度電子マネー決済件数は前年比121%、08年比2.56倍となり利用実績も高まる ・外務省、サイバー攻撃により「国民の権利が侵害されるおそれ」がある情報など約20通流出の疑いと発表 ・東京スカイツリー移転対策、「2月に録画確認のための放送、3月から平日の受信テスト」 ・パソコンの遠隔操作事件、インターネット掲示板に大量殺人予告を書き込んだとしてIT関連会社社員を威力業務妨害容疑で逮捕 ・ネットワークシステムズ、社員が外部業者と共謀して架空請求、7億円以上の不正が判明 ・日本情報システム・ユーザー協会(JUAS)の調査、地震を想定したBCP、「策定済み」企業は約5割 ・MM総研、2012年のパソコン出荷は過去2番目の台数となるも金額は2ケタ減と発表 ・日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)、日本行政書士会連合会と連携した企業情報データベースサービス「事業者等総合情報基盤ROBINS(ロビンス)」の実証事業を開始 ・「全銀電子債権ネットワーク」、手形を電子化した電子記録債権をインターネット上で取り扱うサービス「でんさいネット」の運用を開始 ・著作権保護期間の国際ルール、日本はまだ敗戦国扱い、JASRACが撤廃を要請 ・JR東日本、アマゾンでSuicaネット決済のサービスを開始 ・2012年の日本の広告費、前年比103.2%と5年ぶりに前年実績を上回る ・NHN Japan、「LINE」に関してフィンランドNokiaと戦略的業務提携を結ぶことを発表 ・アマゾン、8.9インチモデルのタブレット端末「Kindle Fire HD 8.9」の予約販売を日本でも開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・Twitter、サイバー攻撃により最大25万人の個人情報が流出した可能性があると発表 ・Oracle、SBCベンダの米Acme Packetを約17億ドルで買収合意 ・Hewlett-Packard 初の Chromebook「Pavilion 14 Chromebook」を米国で発売 ・Dell、創業者CEOと投資家グループが全株式を2兆2700億円で共同買収と発表、非上場へ ・Apple、「iTunes Store」が250億曲ダウンロードを達成 ・Google、Eコマース支援の米Channel Intelligenceを1億2500万ドルで買収合意と発表 ・米NPD Groupの調査結果、パソコンではなくタブレット端末やスマートフォンを使ってインターネットのコンテンツを利用する人が37%と急増 ・米司法省と独禁法違反を巡るAppleと米欧出版5社の裁判、電子書籍価格で和解 ・米Harris Interactiveの企業評判ランキング、AmazonがAppleを抜いて初めて首位の座に ・Opera Software、「Opera」ブラウザの月間ユーザが3億人を突破したと発表 ・Gartnerの調査、2012年の世界携帯電話販売台数は1.7%減、スマートフォン好調もフィーチャーフォンが低迷 ・Facebook、Javaの脆弱性を悪用した攻撃を受けたが、ユーザーデータは無事と発表 ・ノルウェーOpera Software、モバイル向けビデオ配信技術の米Skyfire Labsを最大1億5500万ドルで買収すると発表 ・Microsoft、個人向け無料Webメールサービス「Outlook.com」の正式提供を開始したと発表 ・米機関などへのサイバー攻撃、米コンピュータセキュリティ会社Mandiantは中国人民解放軍(PLA)が攻撃の主導的な役割を果たしている可能性が高いとする報告書を発表 ・Apple、自社のコンピュータシステムがサイバー攻撃を受けていたが、個人情報などのデータ流出はないと発表 ・Microsoft、約3年ぶりに全面刷新した「Windows8」を発売 ・米Javelin Strategy & Research、2012年の米国のID詐欺被害が過去3年で最も多く、1260万人に上ったと発表 ・Microsoftにもサイバー攻撃、「Mac事業部門」などでJava脆弱性の影響を受けたと発表 ・IDCの2012年「スマートコネクテッドデバイス」市場に関する調査、Samsung ElectronicsがAppleを抜いてトップになったと発表 ・Facebook傘下のInstagram、月間アクティブユーザが1億人を突破したと発表

国内	海外
3月	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社更生手続き中の半導体大手エルピーダメモリ、更生計画が東京地裁から認可されたと発表 ・ 政府、国民一人ひとりに番号を割り振る「マイナンバー」法案を閣議決定し、国会に提出 ・ 大阪証券取引所、売買システムの稼働に支障が生じ先物取引の全商品と日経平均オプション取引の売買を停止 ・ Apple、iOS向け電子書籍ストア「iBookstore」日本語版スタート ・ シャープ、Samsungからの出資を受け入れると発表 ・ グーグル日本法人、Google検索やGoogleマップで「地震」「津波」、地域名などのキーワード検索をすると、災害についての情報を表示する「Google災害情報」をスタート ・ MM総研、2012年のPCサーバ国内出荷実績調査で出荷台数は前年比0.1%減、出荷金額では同9.4%増と発表 ・ 総務省、2013年の「情報通信白書」の制作にあたり、国民から意見を募集するFacebookページをオープン ・ NHN Japan、「LINE GAME」が開始7ヵ月で累計1億ダウンロード突破と発表 ・ 自民、公明、日本維新の会、夏の参院選からインターネットによる選挙運動を解禁する公職選挙法改正案を衆院に共同で提出 ・ 日本レコード協会、ネット上の違法音楽配信への対策強化を目的に「著作権保護・促進センター」を設置 ・ 3月21日から東京メトロ全線で携帯電話が利用可能に ・ JR東日本「Suica」、関西私鉄「PiTaPa」など全国10種類の交通系ICカードの相互利用サービス始まる ・ NHK、世界初「8K」スーパーハイビジョンのショートムービー完成 ・ IDC Japanの国内モバイル端末市場調査結果、2012年のスマートフォン出荷台数は前年比142.1%、タブレット出荷台数は同191.3% ・ 警察庁、13都道府県警に「サイバー攻撃特捜隊」創設、民間技術者も登用 ・ 警視庁広報課、ツイッターによる情報発信を始める ・ 情報処理推進機構(IPA)、「組織における内部不正防止ガイドライン」を公開 ・ ニフティ、スマートフォンのカメラ機能で読み取った文字や画像から手軽に情報検索が行えるAndroidアプリ「InfoScouter」を提供 ・ 「Yahoo!オークション」の名称がこれまでの略称と正式名称を統一し「ヤフオク!」に ・ 富士通研究所、スマートフォンやWebカメラなどで撮影した顔の画像から、リアルタイムに脈拍を計測する技術を開発したと発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米Evernote、サービスへの不正アクセスを検知し、ブロックしたと発表 ・ 欧州連合(EU)の欧州委員会、Microsoftに対しEU競争法【独占禁止法】違反で5億6100ユーロの制裁金を課したと発表 ・ Google、無線LANを通じて個人情報を持って収集していた問題、700万ドル(約6.7億円)を支払うことで米国の38州、およびワシントンD.C.と合意 ・ Google、ユーザ減少で「Google Reader」終了 ・ 韓国大統領府、主要放送局や銀行などのコンピュータシステムが一斉にダウンしたことを明らかにし、サイバー攻撃とみて送信元などを追跡 ・ YouTube、月間ユニークユーザ数が10億人を超えたと発表、インターネット利用者の2人に1人近くが使っている計算 ・ 2012年の国内携帯電話市場、Appleが前年の3位から順位を上げ、海外メカとして初めてシェア1位 ・ 米地裁、AP通信の記事の部分転載は著作権侵害と米Meltwaterを提訴していた裁判で、AP通信の主張を認める判決 ・ スпам対策組織とWebホスティング業者の争いが発端となって過去最大級のDDoS攻撃が発生、世界のネットインフラに影響が及ぶ事態に発展したと各国のメディアが伝えた ・ Yahoo!、英国の17歳の高校生が創業した携帯端末向けソフト開発会社を推計3000万ドルで買収すると発表 ・ Amazon、1600万人のユーザを擁する書籍推奨コミュニティサービスのGoodreadsを買収 ・ 米特許商標局、Twitterが申請した「端末に依存しないメッセージ配布プラットフォーム」に関する特許を承認 ・ Google、オープンなインターネットを守るための取り組みの一環として「Open Patent Non-Assertion(OPN)Pledge」を発表

国 内	海 外
4月	
<ul style="list-style-type: none"> 総務省、PHSで使われている「070」で始まる電話番号を11月から携帯電話にも解禁すると発表 日本郵便、「ゆうパック」の「追跡情報サービス」にシステム障害が発生したと発表 ニールセンの調査、スマートフォンからのインターネット利用割合が2013年1月で35%に達したと発表 総務省、産官学でサイバー攻撃対策として初の研究組織「サイバー攻撃対策総合研究センター(CYREC)」を設立 Windows Live MessengerのSkypeへの統合、作業は4月中に完了する予定で、約14年間提供されてきたWindows Live Messengerは終了 国際レコード産業連盟、日本のCDやダウンロードを合わせた音楽ソフトの売上高が2012年に初めて米国を抜き、世界最大市場になったと発表 インターネットを使った選挙運動を解禁する公職選挙法改正案、衆院政治倫理・公選法特別委員会で全会一致で可決 KDDIと住友商事はCATV業界1位のジュピターテレコム(JCOM)へのTOBが終了し、KDDIがJCOMを子会社化すると発表 IT総合戦略本部、新しいIT戦略をまとめるための「IT戦略起草委員会」の初回会合を開催 東京地裁初判断、Google検索サジェスト機能で犯罪への関与を連想させる単語が表示されるなど、名誉毀損を認める差し止め命令と損害賠償 IPAの集計、電力や防衛など国内の5産業に対する2012年度のサイバーテロ攻撃246件 LINE、ネット選挙運動が解禁される見通しとなったのを受け、全政党にLINE公式アカウントを無償提供すると発表 近畿大学、2014年度入試から紙の願書を廃止し、インターネットによる出願のみに移行することを発表 インターネットを活用した選挙運動を解禁する改正公職選挙法、参院本会議で全会一致で可決、成立 主要6電子マネー(前払い式)の2月の決済件数、前年同月比14.8%増 電子情報技術産業協会(JEITA)の「携帯電話に関する市場調査報告書」、12年の携帯電話の国内市場全体台数は前年比113.4%、スマートフォン比率は69.0% JEITA、2012年度のPC国内出荷台数が2008年以来4年ぶりに前年比98.9%と下回り、1115万2000台と発表 中京大学、2014年度一般入試から紙の願書を廃止し、原則インターネットのみで出願を受け付けると発表 NTTドコモ、メディカルデータベース事業の日本アルトマークを買収することで基本合意、買収額は20億~30億円 	<ul style="list-style-type: none"> AppleのCEO、中国での製品保証問題で中国の消費者に謝罪し、改善を約束する声明を発表 仏独英など欧州6カ国の個人情報保護機関、Googleの個人情報の管理手法を問題視し、法的措置に向けて調査を開始 LINE、欧州圏では初めてスペインの登録ユーザー数が1000万人を突破したと発表 米IT大手Cisco Systems、無線通信技術を持つ英Ubiquisysを現金3億1000万ドルで買収すると発表 米調査会社のFlurry、米国のAndroidおよびiOS搭載端末ユーザーの端末からのネット利用、平均で1日当たり2時間38分と発表 ハッカー集団「Anonymous」を名乗るグループ、北朝鮮の公式宣伝サイトなどにサイバー攻撃を仕掛けたと公言 スウェーデンEricsson、MicrosoftのIPTVプラットフォーム「Mediaroom」を買収することで合意に達したと発表 FacebookのMark Zuckerberg CEO、IT業界の幹部らとともに、米国に必要な知識経済構築を推進する政治団体「FWD.us」を立ち上げたと発表 Google、ユーザーが自分の死後にアカウントのデータをどうするかをあらかじめ決められる機能をアカウントの設定に追加したと発表 米LinkedIn、ニュースリーダの米Pulseを9000万ドルで買収 米中両国は経済や外交、軍事の懸案を話し合う「米中戦略・経済対話」の中にサイバー作業部会を新設 米セキュリティ機関のUS-CERT、オープンソースのブログツール「WordPress」を狙った攻撃が続いているとして注意を呼びかけ 米公共ラジオ局のNPR、「NPR.org」のサイトやTwitterアカウントが乗っ取られ、内容を改ざんされる被害に遭ったと発表 Microsoft、台湾の鴻海精密工業とライセンス契約を締結したと発表 AP通信のTwitterがハッキング被害 米Verizonがまとめた情報流出に関する2013年版の報告書、情報流出の20%は国家が関与するスパイ活動 Google、ニュース要約アプリを手掛けるシアトルのWaviiを現金約3000万ドルで買収 Facebook、モバイルアプリ開発バックエンドを手掛ける米Parseを買収することで合意に達したと発表 IDCの2013年第1四半期世界携帯端末市場調査、スマートフォンの出荷台数が、初めて携帯電話の出荷台数を上回る Appleの音楽配信サービス「iTunesストア」が10周年、「iPod」向けにパソコンを介して楽曲をインターネット配信する仕組みで、CDが主役だった音楽流通の形態を一変させた 米調査会社IHS iSuppli、2012年の中国向けのパソコン出荷台数が6900万台、米国を抜き中国が初めて世界最大のパソコン市場になったと発表

国内	海外
5月	
<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省、インターネット販売の一般用医薬品の範囲を広げる条件を、都道府県知事への届け出を義務付ける方向で検討 プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会、ネット選挙に対応した名誉毀損の防止やプライバシーの保護に関する手引きを公表 ディノス、HPに約111万回の不正アクセス、会員約1万5000人分のパスワードが何者かに入手されたと発表 日米両政府、外務省で「日米サイバー対話」の初会合を開く NTTドコモ、新製品発表会でLINEとの協業を発表 警察庁、サイバー攻撃対策を強化するため「サイバー攻撃分析センター」を新設 年金などの社会保障と納税を一つの個人番号で管理する、マイナンバー法成立 文化庁、「中国の著作権侵害」の調査結果を発表、被害額は3兆8000億円に上ると推計 農林水産省、情報システムへのサイバー攻撃で内部文書124点が流出した可能性があるとして発表 内閣法等の一部を改正する法律「政府CIO法」成立 NHKと在京5社、現在東京タワーから送信している放送電波を5月31日午前9時、東京スカイツリーからの送信に切り替えると発表 エクスコムグローバル、システムに不正アクセスがあり顧客のクレジットカード情報10万9112件が流出したと発表 KDDI、高速データ通信サービス「LTE」で障害が発生し、最大で56万台が影響を受けていると発表 KDDI、2日連続で「LTE」で障害が発生し、最大で64万人に影響したと発表 大手出版社などが出資する出版デジタル機構、凸版印刷の100%子会社で電子取次最大手のビットウェイの全株式を取得し、完全子会社化することで合意したと発表 ヤフー、835人の「ヤフオク!」ユーザーに対して、1427人分のYahoo! JAPAN IDとメールアドレスの組み合わせリストをメールで誤送信するという事故が発生したと発表 東京メトロとUQコミュニケーションズ、地下駅構内・トンネル内を含む東京メトロの全線で28日からWiMAXが利用できるようになると発表 京都大学、オープンソース教育プラットフォーム「edX」に、日本の大学として初めて参加、講義を無料公開すると発表 パナソニック、異なる通信規格の機器とも簡単にワイヤレス接続し、省電力でより安定した通信を実現するマルチバンド統合無線技術を開発したと発表 日本マイクロソフトとNTTドコモ、富士通など、子供たちの21世紀型スキル育成のための教育環境の実現を支援するため「Windows クラスルーム協議会」を発足 日米両政府、サイバー空間の脅威に関する初の対話を終え、サイバーテロを防ぐための包括的な協力を進めるとした共同声明を発表。急増する中国からとみられるサイバー攻撃から、原子力発電所や通信など重要インフラを守る狙い 東京大学の石川正俊教授、篠田裕之教授ら、手のひらをスマートフォンの画面のように使える装置を開発。高速で撮影できるカメラで位置を確認し、手のひらを動かしても追いかけて映像を表示できる。未来の情報機器の操作技術として実用化を目指す 政府の新たなIT戦略の原案、2020年度までに世界最高水準のIT利用社会の実現を目指し、各省庁が持っている人口構成や介護保険、交通情報などの公共データを14年度からインターネットで一括検索できるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> 米司法省、日本のゆうちょ銀行を含む20か国以上の金融機関のATMからハッキングで不正入手したカード情報を使用し、計4500万ドルが不正に引き出された事件を摘発、8人を訴追したと発表 Yahoo!、ソーシャルメディア分野のサービスを強化する目的で、ブログ運営会社米Tumblrを11億ドルで買収 スイス政府、同国の銀行が脱税ほう助で米国当局の捜査を受けた際、自国の銀行が米国で巨額の罰金を科せられるのを防ぐため、顧客情報の提供を禁じる銀行法を柔軟に運用し、和解に向けて顧客情報を提供すると発表 米証券取引委員会、Facebook上場時に起きたシステム障害を巡り、NASDAQに1000万ドルの制裁金を科すと発表、取引所に対する制裁金としては過去最高額 Google、南アフリカで建設中の太陽光発電所に1200万ドルを投資したと発表、主力事業のネット検索に不可欠なデータセンタで多量の電力を使うため、07年に自然エネルギー分野へ参入し本格化しているが、アフリカでの投資は今回が初めて Microsoft、今年1月に米国などで発売した個人向けオフィススイート「Office 365 Home Premium」の加入者数が100万人を突破したと発表 Adobe Systems、Webデザインコンサルティングを手掛ける米Ideacodesを買収すると発表 再生エネルギー問題に取り組むGoogle、飛行風力タービンを開発する米Makani Powerを買収 Samsung、Androidフラッグシップ端末「GALAXY S4」の累計販売台数が同社史上最短の1ヵ月で1000万台を突破したと正式に発表 英経済紙Financial Times(FT)、同社のTwitterアカウントが乗っ取られ不正な投稿が掲載されたことを発表、英BBCや米Associated Press(AP)など大手メディアのアカウントを相次いで乗っ取っている「Syrian Electronic Army」(SEA=シリア電子軍)の犯行とみている 英検察当局、ソニー・ピクチャーズエンタテインメント(SPE)などの企業や政府機関などにサイバー攻撃が仕掛けられた事件で、ハッカー集団「LulzSec」のメンバーだった4人に禁錮刑を言い渡したと発表 Twitter、ツイートデータの分析・視覚化サービスTopicWatchを提供する非公開企業Lucky Sortを買収 総売上高上位500社の米企業をランク付けした「Fortune 500」のリスト、Facebookが前回の598位から今年482位で初めてランクイン、Appleは17位から6位に上昇 米セキュリティ企業のCylance、オーストラリアのシドニーにあるGoogleオフィスのビル管理システムがインターネット経由でハッキング可能な状態になっていたと報告、産業制御システムの現実を露呈 Apple、社債の発行計画を米証券取引委員会(SEC)に届け出、金融機関を除く米企業の社債発行額としては過去最高の170億ドル(約1兆6600億円)の調達が見込まれ、資金は株主配当や自社株買いに充当 テキサス大学ロースクールの学生らが立ち上げた"武器保有の自由を守る"非営利企業Defense Distributed、撃針以外をすべて3Dプリンタで製造したプラスチック銃「Liberator」を発砲する動画を公開 IDCの2013年第1四半期の世界タブレット市場調査、タブレット総出荷台数は前年同期比142.4%増の4920万台で2012年上半年期の出荷台数合計を超え、メーカー別トップ5に「Surface」のMicrosoftが初登場

国内	海外
6月	
<ul style="list-style-type: none"> • mmbi、スマートフォン向け放送局「NOTTV」の契約者数、全国で100万契約を超えたと発表 • 科学技術振興機構(JST)、研究開発戦略センターのHPが一時改ざんされたと発表 • 警視庁、電子書籍を不正に無料で購入したとして団体職員2人を逮捕、不正アプリを使った電子計算機使用詐欺事件の摘発は全国初で、電子書籍の不正購入が立件されるのも異例 • 日本選挙キャンペーン協会、夏の参院選に向け「ネット選挙110番」を開設 • JPCERT/CC、Webサイト改ざんが4月からの約2カ月で昨年同時期の約10倍の1000件に達し、注意喚起を行う • 総務省、免許が不要な無線設備について、無線設備試買テストを実施して結果を公表すると発表 • 紙の本をスキャンして電子書籍化する「自炊」の代行業者4社、業界団体「日本蔵書電子化事業者協会」を設立 • なりすまし防止のネット選挙用メール基盤、自民・民主・公明が参院選で採用 • コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)、パッケージソフトウェアの品質認証制度「PSQ認証制度」の運用を開始 • 新IT戦略「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定 • フィッシング対策協議会、「フィッシング対策ガイドライン2013年度版」を公表 • ソフトバンク・テクノロジーと東京理科大学、データマニングに関する共同研究を開始すると発表 • 警視庁、「シマンテック」「トレンドマイクロ」「マカフィー」の情報セキュリティ大手3事業者と、サイバー犯罪に共同で対処するための協定書を締結 • グーグル日本法人、インターネット上の地図情報サービス「ストリートビュー」で全都道府県に対応 • インターネットバンキング利用者の口座から無断で不正送金されるなどのサイバー犯罪対応として、警視庁に全国の捜査員を集約した「サイバー犯罪特別対処班」を新設 • ストーカー規制、メールも対象に強化した改正法成立 • NTTコム「OCN」、パスワード756件が不正変更 • 2012年度の電子書籍市場規模729億円、前年比115.9%とAmazonなどの参入により増加 • 7月1日に施行される改正国立国会図書館法に基づき、電子書籍の"納本"制度「オンライン資料収集制度」(愛称:eデポ)がスタート、DRMフリーで無償公開されている電子書籍などが対象で、同日から同図書館への納入が義務付けられる 	<ul style="list-style-type: none"> • ITC、AppleによるSamsung特許の侵害を認める最終判断を下す • IBM、大手IaaS事業者の米SoftLayer Technologiesを買収 • Intel、第4世代Coreを正式に発表、省電力化した1チップCPUも登場 • Microsoft、金融業界やFBIと協力し「Citadel」マルウェアを利用したサイバー犯罪組織を摘発 • 米政府がユーザーデータ収集との報道、GoogleとFacebookが関与を否定 • 米Mozilla、米政府の個人情報収集に関し消費者や企業に行動を呼びかけるキャンペーン「StopWatching.Us」の立ち上げを発表 • Google、イスラエルのWazeを買収したと発表 • Yahoo!、無料のsmallビジネス向け電話会議サービスを手がける米Rondeeを買収 • 米政府、MicrosoftとFacebookに半年で1万7000回の情報開示を要請 • TOP500プロジェクト、スパコンランキングで中国「天河2号」が首位と発表 • Apple、過去半年間の米当局による個人情報開示要請の総数を発表 • Yahoo!、米政府の顧客情報の提供要請が半年間で1万2000~1万3000件と発表 • Twitter、モバイル端末向け地域情報アプリケーションを手がける米国の新興企業Spindle Labsを買収 • Microsoft、セキュリティ強化のための新たな報奨金プログラム「Microsoft Security Bounty Programs」を発表 • 仏当局、Googleにフランスのデータ保護法に準じるよう正式要請 • 英政府機関の情報コミッショナー事務局、Googleが「Street View」撮影車両で個人情報を収集していた問題で、データ削除命令を出したと発表 • Facebook、約600万人におよぶユーザーの一部個人情報が漏えいしたことを発表 • Apple、スマートフォン特許の対Samsung訴訟再び敗訴 • Google、Microsoft、米当局の情報開示要請に関する公表禁止の緩和を正式要求 • Opera Software、セキュリティ侵害を受けコードサイニング証明書が悪用された可能性があると発表

国内	海外
7月	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤフー、グリーなどネット7社が「参議院選挙 政党別公約・マニフェスト発表特番」を生配信 ・ 総務省、国家公務員のネット利用ガイドラインを公表 ・ IPA、Webサイトの改ざん攻撃が後を絶たず異例の2カ月連続の注意喚起 ・ DeNAとグリー、ゲーム開発会社へのコンテンツ供給妨害の訴訟について和解を発表 ・ 警視庁、インターネットバンキングの不正送金事件に対応するためサイバー犯罪特別対処班を発足 ・ NICT、暗号プロトコルの安全性評価結果を公開 ・ MM総研、2012年度の電子書籍専用端末の出荷台数は前年比142%の47万台、スマートフォンなどに押され伸び悩んだと発表 ・ 参院選公示、日本初のネット選挙運動もスタート ・ 総務省、住民基本台帳カードを外国人住民にも交付すると発表、対象者は約200万人 ・ 任天堂、会員サイト「クラブニンテンドー」で2万3926件の不正なログインが確認されたと発表 ・ IDCジャパン、2012年の国内のソフトウェアの売上高は、東日本大震災の影響で抑制されていたIT投資が復調し、前年比103.8%の2兆2587億円と発表 ・ コナミデジタルエンタテインメント、「KONAMI IDポータルサイト」に3万5252件の不正ログインが行われたと発表 ・ 水俣条約の政府間交渉、交渉関係者の情報管理が不十分で日本政府の内部メモがネット流出 ・ ソフトバンク、米Sprint Nextelの買収手続きが完了、同社を子会社化したと発表 ・ サイバー攻撃に対し、防衛省と防衛産業の間で協力を図る「サイバーディフェンス連携協議会」が発足 ・ 総務省、スマートフォンで通信障害が頻発したKDDIに再発防止を求める行政指導 ・ 日本取引所グループ、東京・大阪両証券取引所の現物株を取引する市場を東証に統合して取引開始 ・ ニフティ、外部からの不正ログインで会員2万1184人分の個人情報流出したと発表 ・ JR東日本、「Suica」の乗降履歴を市場調査用データとして販売 ・ 「Suica」など交通系電子マネーの1日当たりの利用件数が初めて400万件を突破 ・ LINE、「NAVERまとめ」などのサービスに不正アクセス、169万2496件のユーザのIDとメールアドレス、ハッシュ化されたパスワードが流出 ・ LINE、スマートフォン向けメッセージ&無料通話アプリ「LINE」の登録ユーザ数が世界で2億人を突破したと発表 ・ 岩波書店、六法全書の発行を昨年刊行した「平成25年版」を最後に終了 ・ 大阪大産業科学研究所、防犯カメラに映った歩き姿から個人を識別するソフトを開発したと発表 ・ NTTコミュニケーションズ、「OCN ID」に不正アクセスがあり最大で全会員にあたる約400万人のメールアドレスと暗号化されたパスワードが盗まれた可能性があると発表 ・ JR東日本、「Suica」の利用者に無断で乗降履歴を販売していた問題で、説明が欠けていたとして販売を一時停止 ・ NTTコミュニケーションズ、OCN IDサーバに再び不正アクセス、12サービスのログインを停止と発表 ・ 文化審議会、電子書籍に関する出版社の権利を検討する小委員会を開催、「著作権」を付与する方向 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米地裁、Appleに出版大手5社と共謀し「電子書籍の価格つり上げを主導」したとして独禁法違反の判決 ・ IDCの第2四半期の世界PC市場に関する調査、出荷台数は前年同期比11.4%減の7563万台、2012年第2四半期から5期連続の減少 ・ Yahoo!、モバイル広告を手がける米Admivateを買収したと発表 ・ Facebook、モバイルアプリプラットフォームを強化する目的で英Monoidicsを買収 ・ Cisco Systems、ネットワークセキュリティ関連企業の米Sourcefireを27億ドルで買収すると発表 ・ 米司法省、世界の大手企業のネットワークに侵入して1億6000万件あまりのクレジットカード情報を盗んでいた男5人を、不正アクセスなどの容疑で訴追したと発表 ・ 米Micron、エルピーダメモリの全株式を600億円で取得し100%子会社化したと発表 ・ 欧州メディア大手の英Pearsonと独Bertelsmann、傘下の出版大手、英Penguinと米Random Houseの合併が完了したと発表、世界最大の出版社が誕生 ・ Apple、Waze的クラウドソーシング地図機能「User-Specified Route Rating and Alerts(ユーザによる順路のレーティングおよびアラート)」という特許を公開 ・ 米Dropbox、サンフランシスコで開催中の同社初の開発者会議「DBX」でユーザ数が1億7500万人を超えたと発表 ・ セキュリティ企業のTrend Micro、アジアや欧州の政府機関を狙って不正なメールを送りつける標的型攻撃が発生していると発表 ・ ロシアのセキュリティ企業Kaspersky Lab、英ウィリアム王子とキャサリン妃の第一子誕生のニュースに便乗したスパムメールが大量に出回っていると発表

国 内	海 外
8月	
<ul style="list-style-type: none"> • NEC、スマートフォン事業から撤退すると発表 • 厚生労働省、10万人超を対象にした初の全国調査で中高生の8%がインターネット依存の疑いと発表 • IDCジャパン調査、2012年サーバの国内出荷金額は11年比5.1%減、出荷台数も12%減の55万台に落ち込む • 改正ストーカー法違反疑い、メール送りつけで初逮捕 • 交通系電子マネー利用件数、7月1ヵ月間で初の1億件突破 • アスクルとヤフー、ネットの買い物一括配送「LOHACO」を展開 • NTTコミュニケーションズ、世界32か国において音声・Web・テレビ会議などのコラボレーションサービスを提供しているArkadin Internationalの買収を発表 • 警察庁、ネットバンキング情報取得で国内PC1万5000台がウイルスに感染と発表 • グリー、不正ログインを受け3万9590件のユーザ情報が閲覧されたと発表 • じゃらんnet、不正アクセスにより約2万7000人の情報流出、最大260人のIDが改ざん • 警察庁のまとめ、今年8月までのインターネットバンキングを巡る不正送金被害、計445件、総額4億1600万円 • 京都大学、3Dプリンタを使用し患者に合った形状の人口骨を作る治療法を開発 • ブログサービス「Ameba」が不正ログイン被害、24万3266件のメールアドレスなどが流出した可能性 • 講談社、電子書籍のタイトル数を大幅に拡充、1万7000点に • 東京地域の公共交通事業者13社局による公共交通オープンデータ研究会設立 • 経済産業省、スマートマンション評価制度を立ち上げ • 情報・システム研究機構 国立情報学研究所(NII)が推進する「学術認証フェデレーション」(学認)、山形大学を信頼性のあるオンラインID発行機関第1号として認定、米国でも通用するアジア初のオンラインID発行機関に • 警察庁、サイバー攻撃が急増し、「ばらまき型」から「やりとり型」に変わったと発表 • ネット選挙解禁の参院選後、当選者のネット利用率が選挙中の約10%となる • 警察庁、初のネット選挙で逮捕・書類送検なし、警告は25件と発表 • 宇宙航空研究開発機構(JAXA)、地上側のコンピュータの誤検知でイプシロン打ち上げ中止 	<ul style="list-style-type: none"> • Washington Post社、Amazon.comの創業者でCEO Jeffrey Preston Bezos氏に新聞事業を2億5000万ドルで売却すると発表 • YouTube創設者、「Vine」と「Instagram」に対抗する動画アプリ「MixBit」を公開 • ラスベガスで開催したハッカーの祭典「DEF CON」の主要競技で日本チームが6位と初の上位入り、1～2位は米国が占め、3位は韓国、4位はロシア、中国やベトナムも初めて本選入りした • 米国際貿易委員会(ITC)、Samsung製スマートフォンの一部について米国での販売を禁止、Appleを支持する判断 • Facebook、モバイル音声翻訳アプリ「Jibbigo」などの多言語間コミュニケーションツールを開発しているMobile Technologiesの買収を発表 • Twitter、エンジニア教育の強化を目指し、オープンソース技術トレーニング企業米Marakanaの買収を発表 • IBM、セキュリティ企業米Trusteerの買収を発表 • Yahoo!、中国における電子メールサービスを正式に終了 • Facebookが、Ericsson、Nokia、Samsungなどの企業と提携して世界中へのネットアクセス提供を目指すInternet.orgを設立したと発表 • Facebook、透明性確保を目的として、政府機関からの会員データ請求について同社初の報告書を公開し、請求件数と請求対象アカウント数を国別に列挙した • Twitter、テレビに特化した分析を行い、ABC、MTV、Telemundo、Univisionなどの大手テレビ局にサービスを提供しているソーシャルメディア分析企業の米Trendrrを買収 • Twitter、サービスが8月28日に一時ダウン、シリアのハッカー集団SEAがTwitter.comのドメインを乗っ取ったとツイート

国内	海外
<p>9月</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省、青少年のネットリテラシー指標を公表し「スマートフォン対応が急務」と発表 IDC Japan、2012年の国内テレワーク関連ICT市場が前年比10.4%増の7961億9200万円と発表 無線LANサービス推進連絡会、災害時に誰でも無料で使える無線LANサービスの実証実験を実施 国際オリンピック委員会(IOC)、2020年夏季オリンピック開催地を東京に決定、首相官邸は決定直後、LINEで速報 日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)、1958年から現在までの歩み「インターネット歴史年表」正式版を公開 三井住友銀行、邦銀初、使い捨てのパスワードを取引ごとに毎回発行するネットバンキング用「パスワードカード」を導入 高専生の開発者・mituohさん、各ジャンルのニュース記事を自動で3行に要約するサービス「SLICE NEWS」を公開 iPhoneの取り扱いを見送ってきたNTTドコモ、iPhoneの販売に踏み切る ヤフー、検索機能と3Dプリンタを融合し検索結果を立体物として出力する「さわれる検索」プロジェクトを発表 青山学院大学、専門書の持ち運び負担の軽減や、検索機能を利用して教科書を辞書のように活用するなどの学習の効率化を期待し、日本で初めて経済学系教科書の電子配信を実現 パナソニック、国内の個人向けスマートフォン事業撤退を正式に発表 サイバー特捜隊初摘発、「アノニマスに参加したい」高1男子不正アクセス禁止法違反で書類送検 JR東日本、「Suica」データの社外提供の再開を当面見送ることを発表 東京エレクトロンと米Applied Materials、経営統合することで基本合意したと発表 LINE、ドコモとソフトバンクのAndroid端末を利用する18歳未満ユーザを対象に、LINE ID検索の利用制限導入を発表、KDDIに続き、国内3キャリアに対応 64年の歴史に幕、電気街の顔「秋葉原ラジオストア」閉館を発表 グーグル日本法人やヤフーなど国内に拠点を持つネット企業7社、政策提言団体「アジアインターネット日本連盟」(AICJ)を設立 アマゾン、マツモトキヨシや楽天に続き菓子のネット販売を本格スタート 米Twitter、緊急メッセージ配信サービス「Twitterアラート」を日本を含む各国で開始 楽天、ビデオストリーミングサービス「Viki」を世界で展開する米Vikiを買収し、完全子会社化したことを発表 	<ul style="list-style-type: none"> 米Verizon Communications、1300億ドルでVerizon Wirelessを完全子会社化 Microsoft、Nokiaから携帯端末事業部門を総額54億4000万ユーロで買収すると発表 Twitter、モバイル広告企業の米MoPubを買収することで合意に達したと発表 Cisco Systems、SSDメーカーの米WHIPTAILを買収すると発表 Dell、創業者のMichael Dell会長兼CEOによる同社の買収・非公開化、臨時株主総会で承認されたと発表 AT&T、Verizon Wirelessから700メガヘルツ帯Bブロックの無線周波数を19億ドルで買収完了 Google、ファイル共有アプリ「Bump」や写真共有アプリ「Flock」を手がける米Bump Technologiesを買収 Apple、世界各国で発売した「iPhone 5s」と「iPhone 5c」の販売台数が3日間で900万台を超え、過去最高を記録したと発表 カナダBlackBerry、カナダの金融持株会社Fairfax Financial Holdingsが統括する企業連合による買収提案に合意したと発表 Google、オンラインショッピング商品の当日配送サービス「Google Shopping Express」を米国の一部の地域で正式スタートしたと発表 米eBay、オンライン決済サービスの米Braintree Payment Solutionを買収することで合意に達したと発表 英ブランドコンサルティング企業Interbrand、Appleがブランド価値評価ランキング「Best Global Brands 2013」で初めて首位になったと発表 Yahoo!、米政府の監視機関に積極的に協力しているという疑惑を抑えようと努めている他のハイテク企業と協調し、グローバル透明性レポートを初めて公開 Apple、「iPhone 5s」と「iPhone 5c」の販売台数が3日間で900万台を突破したと発表 BlackBerry、Fairfax Financial Holdingsが統括する企業連合の買収案に基本合意したと発表



JIPDEC IT-Report 2013 Winter

2013年12月16日発行(通巻第2号)

発行所 一般財団法人日本情報経済社会推進協会

106-0032 東京都港六本木1-9-9 六本木ファーストビル12階

TEL:03-5860-7555 FAX:03-5573-0561

制作 開成堂印刷株式会社

禁・無断転載